

第 1 部

特許法等の一部を改正する法律
(平成十一年法律第四十一号)

序 章

I. 制度改正の趣旨

現在、我が国経済の一日も早い再生を図り、我が国の経済社会を一段と活力と魅力にあふれたものにするため、創造的技術を基盤とする産業を創出し、科学技術を基礎とした新たな国造りを行う「科学技術創造立国」に向か、さまざまな改革を行うことが必要とされている。中でも知的財産権は最も重要な産業インフラであり、新規産業を生み出す技術シーズの宝庫でもある。また、本格的な大競争時代を迎え、我が国経済・産業の活性化を図るには、国富の源泉たる知的財産の法的保護の強化・迅速化を通じて、その経済的価値を国際水準に高める制度を構築し、創造的技術開発の促進、新規産業創出の支援を図っていく必要がある。

このような中で、知的創作物に対して迅速に権利を設定するのみならず、権利化された知的創作を製品化して活用するとともに、侵害から迅速かつ適切に救済することで投資リスクを回収し新たな知的創造の促進を図るという、知的創造サイクルを確立していくことが必要不可欠である。また、権利の国際的保護の観点から、制度の国際的ハーモナイゼーションを図るとともに、権利の国際的管理により手続者の負担を軽減していくことが求められている。

このような知的創造サイクルの実現を図るため、平成10年の改正に引き続き、「権利取得の早期化」の観点から、出願審査の請求期間の短縮、訂正請求の見直し、審判書記官の創設、「広く強く早い救済措置の実現」の観点から、特許権等の権利侵害に対する救済措置の拡充、特許存続期間の延長登録制度の見直し、特許出願人の請求による早期出願公開の導入、裁判所と特許庁との侵害事件関連情報の交換、「知的創造の加速化のための環境整備」の観点から、特許等の要件の見直し、分割又は変更出願に係る手続の簡素化に関する改正が行われた。

商標に関しては、近年における商品・サービスのライフサイクルが短縮している等の経済的環境の下では、商標権の設定登録前に信用力、顧客吸引力等が発生するケースが増えており、そのような場合においては出願段階においても商標に一定程度の保護を与える必要性があると考えられる。

また、商品・サービスの個性や質の象徴としての商標を、企業は戦略的に活用しており、企業の国際展開に際しても簡易、迅速かつ低廉に商標の保護を図る枠組みの必要性が高まっている。海外における商標権の取得を簡易かつ迅速に行うシステムとして、商標の国際登録制度である「標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書」(以下「マドリッド協定議定書」又は「議定書」という。)が発効しており、これまで各国個別の手続によらなければならなかった海外における商標権の取得が、複数の締約国を指定することによって一括して行うことができ、手続コストも低廉になるものである。

そのため、今回の改正は、出願から商標権の設定登録までにおける商標の使用を通じて獲得した業務上の信用を保護するため、設定登録前の商標に基づく金銭的請求権制度や商標登録出願の出願公開の導入等を図り、また、権利の国際的管理により手続者の負担を軽減することを可能とするマドリッド協定議定書の実施のため、商標法等の改正を行うものである。

今回の改正は、上記の他、特許料等の引下げ、電子情報処理組織を使用した処分等の見直し等に関しても、特許法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(以下「特例法」という。)などの特許法等関係法律の改正を行うものである。

II. 改正法成立までの沿革

1. 今回の制度改正の内容は、平成10年6月に工業所有権審議会において企画小委員会と商標小委員会の設置が決定され、同年7月から両小委員会における検討が開始され、各5、6回にわたる審議及び法制部会における審議を経

序　　章

て、平成10年12月14日同審議会の「特許法等の改正に関する答申」としてとりまとめられた。

「特許法等の一部を改正する法律案」は、同答申を踏まえて策定され、平成11年2月5日に閣議決定された後、同日第145回通常国会に提出された。同法案は、参議院において、同経済・産業委員会における3月30日に質疑、採択を経て、翌日の本会議において可決された。また、衆議院においては、同商工委員会における同年4月27日の質疑及び採択を経て、5月7日の本会議において全会一致で可決・成立した。

同法律は、5月14日に平成11年法律第41号として公布された。施行日は、平成12年1月1日（ただし、特許料等のうち一請求項につき加算される額の引下げ、裁判所と特許庁との侵害事件関連情報の交換に関する規定については平成11年6月1日（公布の日から起算して一月以内の政令で定める日）、マドリッド協定議定書の実施に関する規定については同議定書が日本国において効力を生ずる日（平成12年3月14日）、電子情報処理組織を使用して行う国際登録に係る商標原簿の閲覧に関する規定については平成13年1月1日、出願審査の請求期間の短縮等に関する規定は平成13年10月1日）である。

2. また、これと併行して、我が国がマドリッド協定議定書に加入する手続きをとることを承認するための国会審議も行われた。同議定書は、参議院において、同外交・防衛委員会における同年4月13日の質疑及び採択を経て、翌日の本会議において全会一致で承認された。また、衆議院においては、同外務委員会における5月13日の質疑及び採択を経て、翌日の本会議において、全会一致で承認された。

同議定書への加入書は平成11年12月14日にWIPO国際事務局長に寄託された。同日に、同事務局長は、議定書の定めにより、各締約国に対して我が国が加入書を寄託した旨の通報を行い、3ヶ月後の平成12年3月14日に我が国に関する効力が発生した。

【特許法等の一部を改正する法律の成立・施行まで】

平成10年 6月 2日 第35回工業所有権審議会総会(工業所有権行政の現状、当面の審議事項、企画小委員会及び商標小委員会の設置)

<企画小委員会>

平成10年 6月 2日 第35回総会（企画小委員会の設置）

7月23日 第1回小委員会（委員長の指名、工業所有権行政の現状 ((1)企画小委員会の設置、(2)当面の審議事項、(3)特許法等の一部を改正する法律、(4)2005年特許行政ビジョン、(5)特許庁親切運動)、特許制度に関する主な検討課題 ((1)権利取得の早期化、(2)広く強く早い保護の実現、(3)手続の簡素化、(4)インターネット時代への対応)

9月 2日 第2回小委員会（審査請求期間の短縮、特許侵害に対する救済措置の拡充、特許庁と裁判所との協力、特許存続期間の延長制度、審査・審判機能の拡充強化、インターネット時代に対応した制度のあり方、その他の改正事項、工業所有権審議会におけるパブリックコメント制度の導入）

9月21日 第3回小委員会（特許侵害に対する救済措置の拡充、申請による早期公開制度の導入、インターネット時代に対応した制度のあり方）

10月19日 第4回小委員会（審査請求期間の短縮、特許侵害に対する救済措置の拡充、特許存続期間の延長制度、インターネット時代に対応した制度のあり方、パブリック・コメントの結果）

10月29日 第5回小委員会（工業所有権審議会企画小委員会報告書（案））

序　　章

11月26日 第6回小委員会（工業所有権審議会企画小委員会報告書とりまとめ）

<商標小委員会>

平成10年6月2日 第35回総会（商標小委員会の設置）

7月8日 第1回小委員会（商標に係る工業所有権行政の現状一審査処理の現状と迅速化に向けた取り組み、国際的な商標の保護について（マドリッド・プロトコル）(1)マドリッド・プロトコルの概要、(2)企業における「海外商標管理の実情」等、(3)マドリッド・プロトコルに関する20社アンケートの結果報告（要約）、商標制度に関するアンケートの実施）

7月30日 第2回小委員会（「マーケティング研究におけるブランド論の変遷」、「国際的ブランド展開の意義（マドリッド・プロトコルとの関係）」、第1回商標小委員会において出された指摘事項（①欧米及びアジア主要国の国内出願と外国出願の推移、②マドリッド・プロトコルを巡る諸外国の動向）、模倣品を巡る実態、マドリッド・プロトコル加盟に係る論点）

9月22日 第3回小委員会（マドリッド・プロトコル加入等（(1)マドリッド・プロトコル加入等についての企業アンケート結果報告、(2)マドリッド・プロトコル加入等に伴う法整備に係る論点の方向性、(3)マドリッド・プロトコルの運用に係る国際比較）、商標小委員会におけるパブリック・コメント制度の導入）

10月28日 第4回小委員会（マドリッド協定議定書加入等（一工業所有権審議会商標小委員会報告書（案）一についての議論）、パブリック・コメントの結果）

11月26日 第5回小委員会（工業所有権審議会商標小委員会報告書とりまとめ）

書とりまとめ)

<工業所有権審議会答申から施行まで>

平成10年12月14日 第36回工業所有権審議会総会及び第32回法制部会「特許法等の改正に関する答申」

平成11年2月5日 「特許法等の一部を改正する法律案」閣議決定

2月5日 同法案第145回通常国会提出

3月19日 参議院経済・産業委員会 付託

3月23日 参議院経済・産業委員会 趣旨説明

3月30日 参議院経済・産業委員会 質疑、採決及び附帯決議
(全会一致)

3月31日 参議院本会議 可決 (全会一致)

4月14日 衆議院商工委員会 付託

4月20日 衆議院商工委員会 趣旨説明

4月27日 衆議院商工委員会 質疑、採択及び附帯決議(全会一致)

5月7日 衆議院本会議 可決・成立 (全会一致)

5月14日 「特許法等の一部を改正する法律案」公布 (平成11年法律第41号)

6月1日 施行 (特許料等のうち一請求項につき加算される額の引下げ、裁判所と特許庁との侵害事件関連情報の交換に関する改正)

平成12年1月1日 施行 (特許出願人の請求による早期出願公開の導入、特許存続期間の延長登録出願の条件の見直し、特許権等の権利侵害に対する救済措置の拡充、設定登録前の商標に基づく金銭的請求権、特許等の要件の見直し、分割又は変更出願に係る手続の簡素化、訂正請求の見直し、審判書記官の創設、商標登録出願の出願公開の導入、商標登録出願の区分の数を減ずる補正の時期の拡大、電子情報処理書組織を使用した処分等の見直し

序 章

に関する改正)

議定書が効力を生 施行（マドリッド協定議定書の実施に関する改正）

する日（3月14日）

平成13年1月1日 施行（電子情報処理組織を使用して行う国際登録に係る商標原簿の閲覧に関する改正）

10月1日 施行（出願審査の請求期間の短縮に関する改正）

【マドリッド協定議定書の承認・発効まで】

平成11年2月19日 「マドリッド協定議定書」閣議決定

2月19日 第145回通常国会提出

3月23日 参議院外交・防衛委員会 趣旨説明

4月13日 参議院外交・防衛委員会 質疑及び採択（全会一致）

4月14日 参議院本会議 承認（全会一致）

5月13日 衆議院外務委員会 趣旨説明

5月13日 衆議院外務委員会 質疑及び採択（全会一致）

5月14日 衆議院本会議 承認（全会一致）

12月14日 加入書をWIPO国際事務局長に寄託

12月17日 公布

平成12年3月14日 日本について効力発生

なお、関係する政令と省令が以下のように公布・施行された。

平成11年5月26日 「特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（平成11年政令第159号）

「特許法等関係手数料令の一部を改正する政令」（平成11年政令第160号）

6月1日 施行「特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」、「特許法等関係手数料令の一部を改正する政令」

- 12月10日 「商標法施行令等の一部を改正する政令」(平成11年政令第399号)
- 12月17日 「標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書」(平成11年条約第18号)
「標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書への日本国への加入に関する件」(平成11年外務省告示第504号)
- 12月27日 「特許法施行令等の一部を改正する政令」(平成11年政令第430号)
- 12月28日 「特許法施行規則等の一部を改正する省令」(平成11年通商産業省令第132号)
- 平成12年1月1日 施行「特許法施行令等の一部を改正する政令」、「特許法施行規則等の一部を改正する省令」
- 2月7日 「商標法施行規則及び商標登録令施行規則の一部を改正する省令」(平成12年通商産業省令第10号)
- 3月8日 「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令及び通商産業省組織令の一部を改正する政令」(平成12年政令第58号)
- 3月9日 「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則及び通商産業省組織規程の一部を改正する省令」(平成12年通商産業省令第32号)
- 3月14日 施行「商標法施行令等の一部を改正する政令」、「商標法施行規則及び商標登録令施行規則の一部を改正する省令」、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令及び通商産業省組織令の一部を改正する政令」、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則及び通商産業組織規程の一部を改正する省令」